

# 仕様書

## 1 業務名

徳島県移住促進広告発信業務

## 2 目的

現在開催中の日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機に、大阪圏在住者や万博来場者等に対して、徳島県の地理的・経済的近接性を活かし、本県への移住関心層の拡大を図るとともに、とくしま暮らしを提案する機会となる移住フェアへ誘導し、移住促進につなげることを目的とする。

## 3 広告実施内容

### (1) 広告媒体

以下の交通広告等媒体を中心とする。

- ・大阪メトロ、JR、私鉄駅構内等のデジタルサイネージ及びポスター広告（大型・柱巻き等）
- ・その他、大阪圏域で効果的と認められる交通広告等の媒体

### (2) 広告掲載期間

- ・1回目：令和7年10月～11月（概ね1ヶ月程度）
- ・2回目：令和7年12月～令和8年1月（概ね1ヶ月程度）
- ※掲載開始日・期間は媒体の空き状況等に応じて調整すること
- ・広告掲載期間には、いずれかの媒体に広告が掲出されていること

### (3) 広告内容

徳島県への移住に関心を喚起するビジュアル・キャッチコピーを用いた広告

#### 【発信要素】

- ・徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」
- ・とくしま移住相談センターin 関西（徳島県関西本部）
- ・徳島県が主催する大阪での移住フェア（2回目）  
日時：令和8年1月17日（土）  
場所：OMMビル（大阪府中央区大手前1丁目7-31）

### (4) ターゲット

- ・20代～40代の大阪圏在住者
- ・万博来場者及び万博スタッフ（1回目）

### (5) 広告の誘導先

誘導先は徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」とするが、詳細な誘導先は委託者と協議の上、決定することとし、広告からサイト検索への誘導手法についても提案すること。

## 4 委託業務内容

委託業者は以下の業務を一体的に実施すること。

### (1) 広告企画・提案

- ・徳島の知名度を向上させ、移住への関心が高まるよう、本事業における効果的な広報戦略について提案すること
- ・広告媒体選定および掲載スケジュールを作成すること
- ・広告媒体は、各掲載期間で2種類以上提案することとし、提案理由を明記すること
- ・デジタルサイネージとポスター広告はそれぞれ各1回は実施すること
- ・掲示する広告自体の注目度を高め、関西一円に拡散するための取組みを提案すること

- ・ 広告デザイン・メッセージは委託者との協議のうえ、決定すること
  - ・ 広告と組み合わせによる誘導先サイトへのアクセス数増加の手法を提案すること
- (2) 広告制作
- ・ デザインデータの制作・媒体入稿対応
  - ※素材、キャッチコピーは県から提供する。
- (3) 広告掲載
- ・ 広告出稿手配、掲出確認、関係機関との調整
- (4) 効果検証
- ・ 広告の効果検証方法について提案し、報告すること
  - ・ 実施報告書の提出（写真付き、媒体別の効果・反響まとめを含む）

## 5 成果物

- ・ 広告完成データ（AI/PSD 形式、PDF 納品）
- ・ 実施報告書（PDF）
- ・ 掲出写真等の記録資料

## 6 特記事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) この業務の実施に当たって、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (3) この業務の実施に当たっての個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 徳島県がアカウントを保有するSNS等ソーシャルメディアを活用する場合は、別紙3「徳島県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を遵守すること。
- (5) 本事業内容は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。
- (6) 各業務に係る撮影、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経緯（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- (7) 本委託業務において、制作された著作物や各種データの所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく徳島県に帰属するものとする。ただし、受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。
- (8) 本委託業務において、制作・納品された成果物を委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等あらゆる媒体、手段、手法により公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利に関する調整を行うこと。
- (9) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な、第三者の著作権・肖像権等知的財産権等については、事前に許諾を取得し、第三者の著作権・肖像権等を侵害していないことを保証すること。なお、第三者の著作権・肖像権等の侵害の申し立てを受けたときには、委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (10) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (11) この業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、

委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく同様とする。

(12) 本事業において、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(13) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ、定めるものとする。